



# 上田市地域協議会

～ 地域の個性や特性が生かされ  
地域力が発揮されるまちづくりに向けて～



## 地域内分権の確立に向けて

- ① 身近な地域社会で地域住民が連携・協力し合って地域課題の解決や地域の個性・特性を生かしたまちづくりを進めることにより、地域の自立性や主体性・創造性を高めるために活動します。
- ② 自治会や地区自治会連合会、住民自治組織等と課題や互いの活動を尊重・共有し、住みよい地域を目指して取り組みます。
- ③ 自然災害やコロナ危機など大きく変動する社会情勢等を踏まえ、有事への備えや地域の発展に向けて協議を重ね、市に対し意見を述べます。

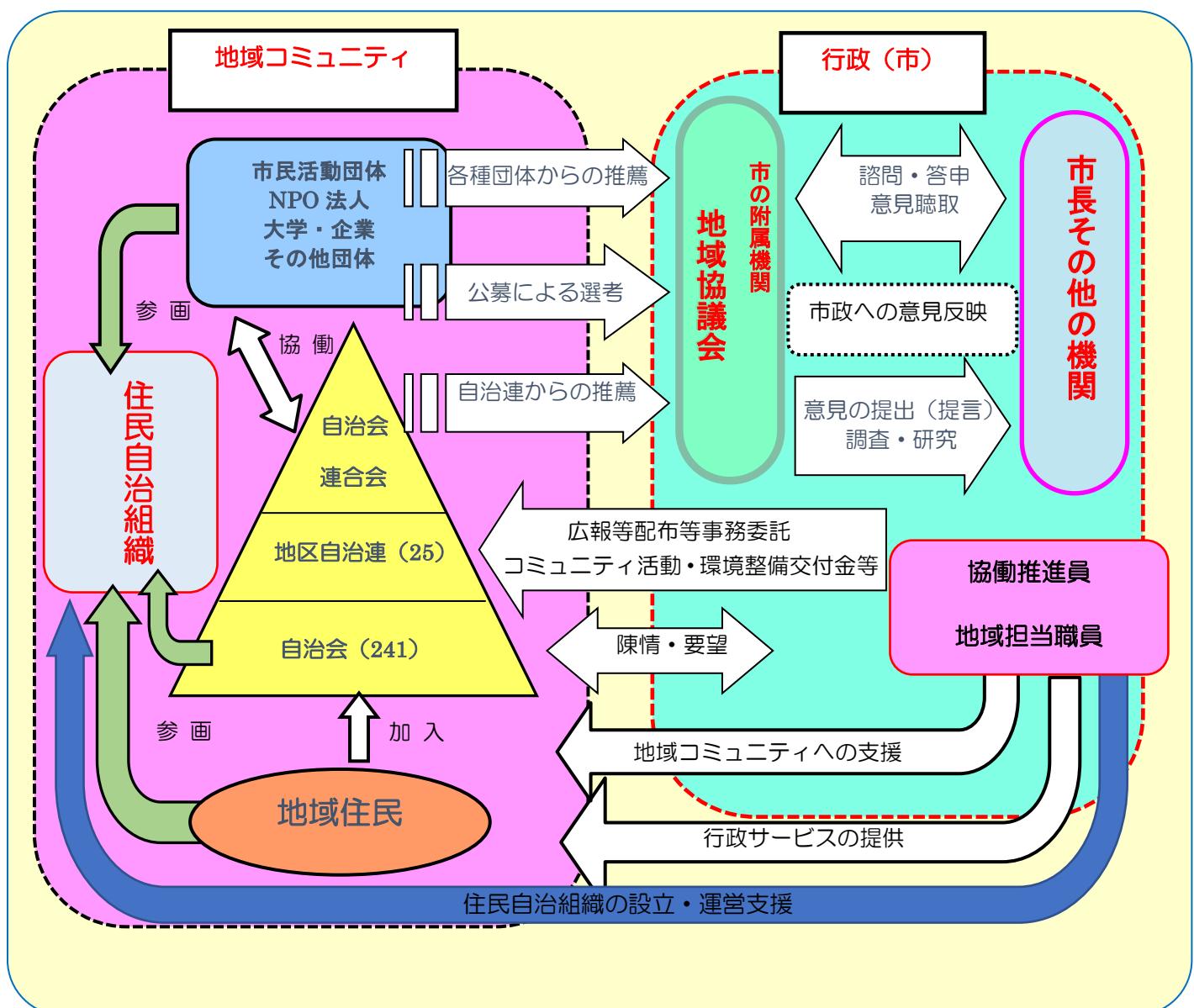
上田市

## 地域協議会とは

地域協議会は、地域をより良くしていくという目標に向かって、地域を良く知っている多様な人材が集まって、市に意見を述べたり課題を解決していくための提案をする審議会です。

地域協議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定により、市の附属機関として条例で位置付けられています。委員の身分は、上田市の非常勤特別職として、報酬が支給されます。

## 地域協議会と地域コミュニティ、行政(市)の関係図



## 地域協議会の名称、対象区域及び当該協議会を所管する地域自治センター

地域協議会は、上田市地域協議会規則により、次のとおり設置されています。

| 名称        | 対象地区  | 所管する地域自治センター                           |
|-----------|---|--|
| 上田右岸地域協議会 | 東部地区、南部地区、中央地区、北部地区、西部地区、塩尻地区、神川地区、神科地区及び豊殿地区 | 上田地域自治センター<br>豊殿地域自治センター               |
| 上田左岸地域協議会 | 城下地区、川辺地区、泉田地区、東塩田地区、中塩田地区、西塩田地区、別所温泉地区及び川西地区 | 上田地域自治センター<br>塩田地域自治センター<br>川西地域自治センター |
| 丸子地域協議会   | 丸子地域  | 丸子地域自治センター                             |
| 真田地域協議会   | 真田地域  | 真田地域自治センター                             |
| 武石地域協議会   | 武石地域  | 武石地域自治センター                             |

## 地域協議会の任務等は

地域協議会は、市長その他の市の機関の求めに応じて審議し、また、自ら意見を述べることができます。

### 市長等が諮問や意見などを聞く具体的な事項は

#### 1 市長等の諮問に応じて審議する事項

- ① 新市建設計画の変更に関する事項
- ② 基本構想及び基本計画の策定又は変更に関する事項
- ③ 特に必要と認める事項

#### 2 市長等が協議会の意見を聞く事項

- ① 合併協定書の合意事項の見直しに関する事項
- ② 公共施設の設置、又は廃止に関する事項
- ③ 地域振興事業基金の活用に関する事項
- ④ 特に必要と認める事項

「わがまち魅力アップ応援事業」の採否について、1,473件の審査を行いました。

#### 3 協議会が自ら意見を述べる事項

- ① 地域づくりに関する事項
- ② 行政との協働に関する事項等

#### 4 調査研究する事項

- ① 住民自治の推進や住民と行政との協働によるまちづくりに関する事項

これまでに92件の意見書を市に提出しました。

## 地域協議会の組織構成、委員の条件などは

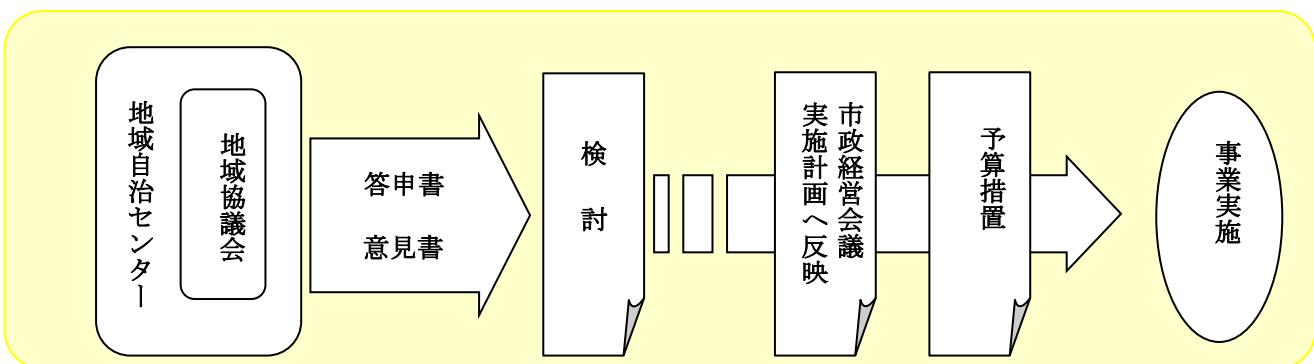
当該地域に在住する各種団体から推薦された者、学識を有する者、公募により応募した者などの中から市長が選任し、20人以内で構成されます。委員の任期は2年で、再任は可能ですが6年を超えて再任されません。会長、副会長は、委員の互選により選任されます。

委員の選任は、地域住民の多様な意見が適切に反映されるよう選出団体に配慮します。また、女性登用率の目標を40%以上とします。

- 1 委員20人内で組織します。
- 2 女性の委員は、原則として40%以上の登用を目指します。
- 3 原則として、地域協議会の対象区域に住所を有することが必要です。
- 4 委員は、市長が選任しますが、対象区域の多様な意見が適切に反映されるように配慮します。
- 5 報酬を支給します。

## 意見等の反映の仕組み

地域協議会でまとめられた答申書、意見書等については、必要に応じ実施計画、予算等に反映され実施に移されます。



## 地域協議会の会議の傍聴は

各地域協議会の会議は、原則的に会議は公開するように条例で定めています。ただし、個人に関する情報など、上田市情報公開条例に定める情報に関し審議する場合などは、理由を明らかとしたうえで、非公開とされることもあります。

会議の開催については、上田市のホームページへ掲載し、お知らせします。

傍聴を希望される皆さんは、会議開催時刻の10分前までに、傍聴希望者受付用紙（会場入口に用意してあります。）に必要事項を記入して、係員に提出してください。

傍聴者にも会議資料を配布します。ただし、非公開とされた資料は除きます。

会議の公開にあたり、傍聴者は、会議が公正かつ円滑に行われるよう会議の秩序維持と進行に協力し、協議会の長の指示に従っていただく必要があります。

## 開催された会議の概要の公表

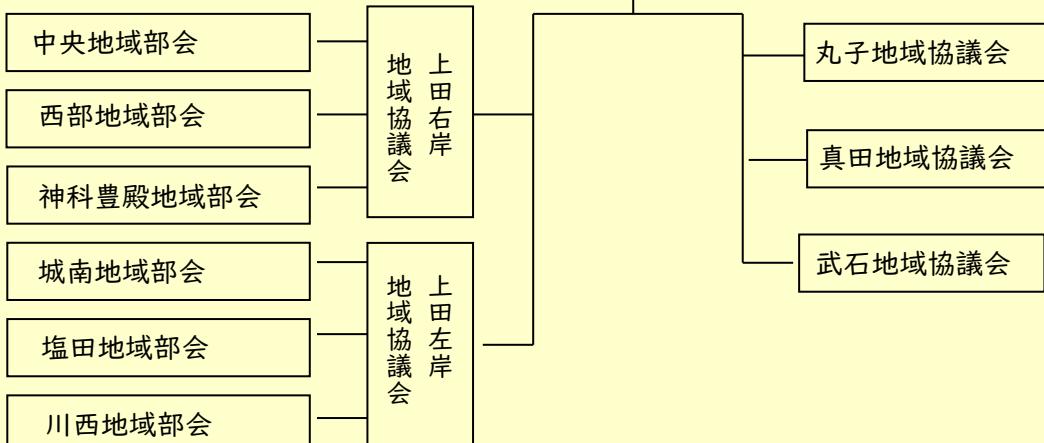
開催された会議の概要は、非公開（その理由を会議概要に明記します。）とされたものを除き公表します。  
公表は、上田市のホームページへ掲載します。

## 上田市全体の発展のために

上田市全体の一体感の醸成と均衡ある発展のために、各地域協議会における共通事項の全体調整や情報の交換・共有、連携を図るため、それぞれの地域協議会選出委員で構成される「上田市地域協議会正副会長会」を設置しています。

イメージ図

### 上田市地域協議会正副会長会



市長への提言の様子



調査研究（ワークショップ）の様子



## **上田市地域協議会**

**事務局**

**上田市 市民まちづくり推進部 市民参加・協働推進課  
〒386-8601 長野県上田市大手一丁目 11 番 16 号  
TEL 0268-75-2230 FAX 0268-23-5246  
E-mail: mati@city.ueda.nagano.jp**